平成２２年（フ）第２２号
島根県簸川郡斐川町大字荘原町2936番地１
債務者　北村　美帆
１　決定年月日時　平成22年３月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月17日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第９４８号
岡山市北区平田141番地108、申立時の住所岡山市北区平田134番地107
債務者　祇園ルリ子
１　決定年月日時　平成22年３月25日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８号
秋田県仙北郡美郷町金沢西根字釜蓋71番地
債務者　泉谷　恭子
１　決定年月日時　平成22年３月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月17日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第２３号
秋田県大仙市北楢岡字北楢岡138番地
債務者　髙橋　一生
１　決定年月日時　平成22年３月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月17日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第２６号
秋田県大仙市小貫高畑字曽四川３番地８
債務者　武田愼一郎
１　決定年月日時　平成22年３月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月17日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第４９６６号
東京都練馬区大泉学園町４丁目24―７
債務者　谷江　章人
１　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月25日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４９６７号
東京都練馬区大泉学園町４丁目24―７
債務者　谷江　未英
１　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月25日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４９６８号
東京都中野区東中野３丁目２―７―212
債務者　河部　義信
１　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月25日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５０１１号
東京都渋谷区代々木５丁目52―11―Ｂ１Ｆ
債務者　山内健一郎
１　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月25日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５０１８号
東京都文京区本駒込４丁目40―３―1101
債務者　新井　正美（旧氏名金正順）
１　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５０１９号
東京都江戸川区南小岩４丁目８―６―102
債務者　荏原アーレンこと　エバラ　アーレン　イシドロ
１　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５１０１号
千葉県佐倉市臼井田109―２
債務者　吉岡　弘美
１　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月25日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５１０５号
東京都目黒区中根２丁目２―７―512
債務者　福本　雅之
１　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５１０６号
東京都葛飾区東新小岩６丁目２―４―305
債務者　須藤　大常
１　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５１４９号
東京都豊島区南長崎３丁目42―19―201
債務者　日下　喬介
１　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月25日午前11時
東京地方裁判所民事第20部